

兵庫県聴覚検査機器購入支援事業実施要綱

令和4年4月1日

(目的)

第1 この要綱は、県内で出生した児が、病院、診療所、助産所等のどの分娩取り扱い施設（以下、「分娩取り扱い施設」という。）においても精度の高い聴覚スクリーニング検査が受検できる環境を整備するとともに、分娩取り扱い施設の経済的負担の軽減を図るために、自動ABR（自動聴性脳幹反応）の機器を購入する費用の助成に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2 本事業の助成対象者（以下、「対象者」という。）は、県内分娩取り扱い施設のうち、次の要件を満たす者とする。

- (1) 聴覚検査機器を所有していない分娩取り扱い施設
- (2) 自動ABRを所有しておらず、OAE（耳音響放射）から自動ABRへの買い換えを行う分娩取り扱い施設
- (3) 新生児聴覚スクリーニング検査を実施するための自動ABRを所有していない分娩取り扱い施設

(助成内容)

第3 助成の対象となる費用は、対象者が購入する自動ABRの機器本体の購入費用とし、下記の費用は補助対象外とする。

- (1) 消耗品費、設置費、運搬費、管理費などの付帯費用
- (2) 機器本体のリース契約費用（一括購入のみ対象）
- (3) 自動ABR機器にOAEの機能を兼ねた機器の購入費用
- (4) 補助金の交付決定日以前に整備した費用

(補助金の交付申請・決定・請求)

第4 補助金の交付に関する事項は兵庫県保健医療部補助金交付要綱に別途定める。

(補則)

第5 県は、本事業の適性化を図るために、必要に応じて分娩取り扱い施設に対して指導を行う。

2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。